

無 料 求 人
 広 告 サ イ ト
 ! に ご 注 意

2018年11月頃から、インターネットで無料の求人広告を出すよう勧誘され、一定期間を経過すると有料契約に自動更新したとして高額な料金を請求されるケースが長野県内で相次いで発生しています。

具体的な仕組み(一例)は次の通りです。

まず、求人広告サイトの運営業者から「無料の求人広告を出しませんか。」などと営業をかける電話がかかってきます。勧誘の際には、無料であることが強調され、有償契約や自動更新に関する詳細な説明はありません。事業者が広告を出したいと回答すると、申込書が送られてきますが、そこに小さな文字で有償契約への自動更新について記載されています。そして、申込書に記入して返送すると、数週間後に自動的に有償契約に更新されたとして、約10万円から数十万円ほどの高額な料金を請求されます。

このような勧誘を受けた際には、有償契約への自動更新の有無などを十分確認したうえで利用するかどうか検討することをお勧め致します。また、万一被害に遭うなどされた場合には、早急にお近くの弁護士にご相談下さい。

長野在住会	長野市妻科432 (長野県弁護士会館内)	TEL 026-232-2104
松本在住会	松本市丸の内10-18	TEL 0263-35-8501
上田在住会	上田市中央西2-8-13 柳沢ビル101号室	TEL 0268-27-6049
佐久在住会	佐久市岩村田1158-13-1B	TEL 0267-78-3901
諏訪在住会	諏訪市諏訪1-23-10諏訪教育会館206号	TEL 0266-58-5628
伊那会館	伊那市西町5000-1	TEL 0265-98-0088
飯田在住会	飯田市小伝馬町1-3594-7	TEL 0265-48-0664

19.4.25

一社法田法人会

2019年(平成31年)4月9日

求人広告サイトトラブルに関するご注意とチラシ送付のご案内

関係者各位

長野県弁護士会

会長 相馬 弘

消費者問題対策委員会

委員長 唐澤 洋



昨年11月頃から、インターネットで無料の求人広告を出すよう勧誘され、一定期間を経過すると有償契約に自動更新したとして約10万円から数十万円の高額な料金を請求されてトラブルになるケースが長野県内で相次いで発生しています。確認されているケースの典型例は次の通りです。

ケース①

勧誘の際には、無料であることが強調され、有償契約や自動更新に関する詳細な説明はありません。事業者が広告を出したいと回答すると、申込書が送られてきますが、そこにだけ小さな文字で有償契約への自動更新について記載されています。そして、申込書に記入して返送すると、数週間後に何の連絡もなく自動的に有償契約に更新されたとして、料金を請求されます。

ケース②

勧誘の際には、最初の3週間は無料で自動更新されると有料になる、後日送付するアンケート用紙に更新しないと回答すれば自動更新されないと説明されます。申し込んで無料期間終了1週間前に、自動更新とは全く別の表題の用紙が送付されますが、その裏面に小さく自動更新に関するアンケートがあります。事業者がそのアンケート部分を見落としてしまうと、後日、アンケートに回答しなかった以上、自動更新が成立しているとし、更新後の掲載料が請求されます。

そこで、このような無料で求人広告を出すことの勧誘を受けた際には、有償契約への自動更新の有無などをよく確認し、予期せず高額請求を受けるようなことがないよう、十分ご注意ください。そして、もし、トラブルが発生した場合には弁護士などに相談するようにしてください。

また、本件に関するチラシを作成しましたので、このようなトラブルに遭わないよう、事業者の皆様幅広くご周知くださいますようお願いいたします。

以上